

件名	愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例
主管課	農業経済課
根拠法令等	農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成22年法律第23号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>農業改良資金助成法の一部改正により、貸付主体が県から株式会社日本政策金融公庫に変更されることに伴う規定整備を行うため、条例の一部を改正するもの。</p>	
施行日	平成22年10月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成22年法律第23号)の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律名を「農業改良資金融通法」に改める。</li> <li>・農業改良資金の貸付主体を、県から日本政策金融公庫に変更する。</li> <li>・農業改良資金の貸付資格の認定は、引き続き県が行う。</li> <li>・法律の施行日以前に貸付けられた農業改良資金の債権の回収事務は、引き続き県が行う。</li> </ul>	